

平成31年第3回農業委員会総会

1 日 時 平成31年3月26日(火)
午前9時57分～午前10時15分

2 場 所 大竹市役所3階第1会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局 長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局局長補佐	中川 史伸	事務局書記	早川 正二

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 4 号	大竹市農用地利用集積計画(第 8 6 期) の決定について
日程第 2	議案第 5 号	農地法等に基づく大竹市農業委員会の 処分に係る審査基準等の改正について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、平成31年第3回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、平成31年第3回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において7番田中博幸委員、8番竹端只雄委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1議案第4号大竹市農用地利用集積計画第86期の決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第4号大竹市農用地利用集積計画第86期の決定についてにつきまして、3月8日付けで大竹市長から2件、審議の依頼がありましたので、まず順位1からご説明いたします。議案書は3ページ、4ページ、地図は5ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町後原にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は同じく後原にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

申請地は、栗谷町後原字平側内〇〇番〇〇で、現況地目は田、面積は2,952㎡、利用権の種類は賃貸借です。申請地は、以前〇〇さんと後原の〇〇さんとで利用権の設定をしていましたが、平成30年2月に利用権を解除しております。

このたび、〇〇さんと〇〇さんと間でこの4月1日からの新規の契約で平成37年4月30日まで、6年間の契約を結ぶものとなっております。水稻を作られる計画になっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いします。

廣兼会長

続きまして、順位1について地区担当委員の意見を求めます。4番島原委員お願いいたします。

島原委員

今までも稲作をされており、これからもされるということで、別に問題は無いと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、順位1については計画のとおり決定されました。

引き続きまして、順位2について事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは、順位2についてご説明いたします。議案書は6ページ、7ページ、8ページ、地図は9ページ、10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町谷和にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は栗谷町奥谷尻にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

申請地は、栗谷町奥谷尻字中田〇〇番、外17筆で、面積は合計7,255㎡、利用権の種類は使用貸借です。申請地は、梅などの果樹、しきみなどが植えられており、時期的にこれから耕うんしていくようなところもございます。このたび、3月末で契約切れとなるため、新たに平成31年4月1日から平成37年3月31日まで、6年間の契約を結ぶもので、継続する形となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。7番田中委員お願いいたします。

田中委員

3月21日に全て見て回りました。管理もすごくよくされており、継続ということで問題ないと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第2、議案第5号農地法等に基づく大竹市農業委員会の処分に係る審査基準等の改正についてを議題といたします。

本件について事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは、議案第5号についてご説明いたします。議案書11ページになります。また、議案とは別に資料1、資料2、資料3をお配りしております。

まず初めに、農業委員会が行う農地法に基づく事務処理及び審査についてからご説明いたします。

平成19年4月から広島県条例により、県の権限で決定されておりました農地法第4条、第5条、第18条などの許可案件について、市町に権限移譲されたことに伴い、平成22年4月、各市町における運用を統一化し、円滑に実施することなどを目的に、広島県が農地法関係事務処理ガイドラインを策定しております。このたび広島県がこのガイドラインの改正をしたことに伴い、農地法等に基づく処分に係る審査基準を大竹市においても審議する必要がありますので、ご提案させていただきます。

なお、審査基準は、広島県が新たに示した基準と同一にしております。

それでは資料1でご説明をしていきたいと思っております。資料1につきましては、この度の改正の概要をまとめております。大きく3点になります。

1つ目ですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気事業事業者に関する特別措置法が改正され、平成29年4月から施行されました。改正前は事業計画の認定を受けて中国電力などの電気事業者との連系契約をすることになっておりましたが、このたびの改正で事業計画の認定申請をするときには、中国電力などの電気事業者と連携契約をしていなければ認定申請ができなくなることになりました。これまでは、申請時には連携契約の写しを求めていましたが、その必要が無くなったためこの書類を添付書類から外し、審査するよう変えることにいたします。再生エネルギー法というのは太陽光発電がメインになるんですが、そちらを申請する時には中国電力等との契約が必要ということで、契約書の写しを添付することになっておったんですけども、太陽光発電をするという事業申請を経済産業省にする際に、既に電力事業者と連携しますよという契約が無ければ、太陽光発電の認可が下りないということになりましたので、今まで求めておいた添付書類を外していきますという風に変えるものでございます。

2つ目ですが、事業認定計画を受けたのち、事業者が変わることがあります。この場合、変更後の事業認定書の写しを添付するというのを加えます。仮に認定が遅くなった場合は、申請書の写しを提出してきた場合も受け付けができるという風に変更します。この場合は、変更後の事業認定書ができ次第その写しを提出することで手続きを可能にするという風に変えていきます。

3つ目ですが、申請地の地勢や形状により周辺の農地に排水など被害防除計画が妥当であるか確認する方法として、隣接農地所有者の同意書、及び申請地の横断図を求めることができることにする。これは、すべての案件に適用するというのではなく案件ごとに内容によって提出を求めることを可能にしていくというものです。

次に資料2をご覧ください。ただいまご説明しましたことを表にしております。右

側に現行を左側に改正後に分けてどこを改正するか比較し、改正したところを赤字で印字したうえで一覧にしています。ただ今ご説明しました1つ目、2つ目のことは資料3枚目にございます。3つ目のことはその次のページに記載しております。わかりやすいよう新旧対照表にしておりますが、これを一つに溶け込ませたものが資料3になります。

こちらは、改正後の内容を、一覧というよりは一つの文章にしております。資料3の冊子の中の、34ページ、35ページの赤字で記載しているところが、ただ今説明した改正部分になります。概要で説明した部分が改正内容ということになりますので、概要を見ていただくのが一番分かりやすいかと思ひます。

以上となります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

田中弘明委員

大竹で田を太陽光にという申請はまだそこまでないでしょう。

事務局（住田）

2月に議案で出したものが今後出てくると思ひますが、農地を変えて太陽光にというのはまだそこまでないと思ひます。ぼちぼちは出てきてます。

田中弘明委員

佐伯町とかはどんどん変えていきよるんです。自分が食べるだけの面積は残して、後は全部太陽光にしよるんです。僕の友達もみなそうしております。だんだん、そういう時代になってきてます。

廣兼会長

その他、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件について、審査基準等を改正することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

それでは、ご異議ありませんので、本件については審査基準等を改正することに決定されました。

お諮りいたします。本日議決された各案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、平成31年第3回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。